

平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要について

平成25年6月19日
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づき、平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績を次のとおり公表します。

1. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、当機構で使用する電気の調達及び省エネルギー改修事業（ESCO事業）に関しては、当機構が民間ビルの一テナントであることから、賃貸借契約上、独自に電気の供給を受ける契約を締結し、ESCO事業を実施することは困難である。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

平成24年度における物品やサービスの調達に当たっては、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を適切に実施した。